

原管発官 30 第 166 号

平成 30 年 12 月 12 日

原子力規制委員会

原子力規制庁 殿

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に係る
重複する案件について

当社は、平成 26 年 12 月 15 日に柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置変更許可を申請しておりますが（以下「既申請」という。）、この度、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴う設計方針の追加及び記載の適正化並びに浸水防止設備の一部変更に係る発電用原子炉設置変更許可を申請いたしました。（以下「後申請」という。）

これに伴い、既申請と後申請とが重複することとなりますが、特定重大事故等対処施設と後申請の変更内容は安全上の関連性はないと考えておりますので、既申請の案件と後申請の案件に対し、審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願いいたします。

なお、いずれかの申請の許可後、残りの申請に対し補正を行う予定です。

【既申請案件】

1. 申請書名：柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置変更許可申請書
(1号、6号及び7号原子炉施設の変更)

2. 申請日：平成26年12月15日（原管発官26第242号）

3. 変更の理由：

特定重大事故等対処施設を設置する。

あわせて、記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

【後申請案件】

1. 申請書名：柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置変更許可申請書

（6号及び7号炉の発電用原子炉施設の変更）

2. 申請日：平成30年12月12日（原管発官30第164号）

3. 変更の理由：

(1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い，6号及び7号炉における地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係る設計方針を追加する。

(2) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い，6号及び7号炉における「内部溢水による管理区域外への漏えいの防止」に関連する記載事項の一部を規則の条文と整合した記載に変更する。

(3) 浸水防止設備のうち，6号炉の止水ハッチ及びダクト閉止板並びに7号炉の止水ハッチ及び浸水防止ダクトを設置しないこととし，6号及び7号炉の水密扉の個数を変更する。

以上